



## 1 研究支援要員

両立支援	女性リーダー育成
 	
教員・技術職員 (性別問わず)	教員・技術職員 (女性のみ)

### (1) 趣旨

研究者が出産・育児・介護等（以下、「育児等」という。）を理由に研究を断念することがないように、研究と育児等の両立を目的として、研究支援要員の雇用を補助する。また、国や地方自治体等の審議会委員等の要職に就いて社会貢献（以下、「社会貢献等」という。）を行う女性研究者が、研究とその活動を維持・促進し学内外において女性リーダーとして活躍することを目的として、研究支援要員の雇用を補助する。

### (2) プログラム内容

採択者が研究支援要員を雇用するために必要な人件費を補助する。

- ◎ 補助額は上限 200 万円/年とするが、申請内容や予算状況に応じて減額となる場合がある。
- ◎ プログラム実施期間は通年（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）とする。
- ◎ 研究支援要員の職種は時間雇用職員（技術補佐員・事務補佐員）、またはリサーチ・アシスタント（RA）/アドミニストレイティブ・アシスタント（AA）とするが、従事する業務の都合上やむを得ない場合は派遣職員も可能とする。
- ◎ 研究支援要員の業務内容は、採択者の研究と育児等・社会貢献等の活動との両立を目的とした技術的支援や事務補佐などとする。
- ◎ 支援要員の業務時間は週 30 時間を上限とする。週 12 時間以内の業務の場合、RA/AA 等の学内人材の積極的な活用を期待する。
- ◎ 採択された場合の具体的な研究支援要員の募集、採用手続き、監督等は、採択者及び所属部局において行うこととする。

### (3) 申請資格

#### 【育児等を理由とする場合】

本学を本務とする教員（特任教員（運営）を除く）または技術職員（施設系技術職員を除く）のうち、次の各項のいずれかに該当する者。

- ◎ 同居する小学校就学の始期に達するまでの子の育児を現に自ら行っている者
- ◎ 補助の申請を行う日から 6 月以内に出産する予定である者又はその配偶者
- ◎ 要介護認定を受けている父母そのほかの親族を介護している者

※ ただし、申請者の他に日常的に養育・介護できる者がいる場合は、申請できない。

#### 【社会貢献等を理由とする場合】

本学を本務とする女性教員（特任教員（運営）を除く）または女性技術職員（施設系技術職員を除く）のうち、国や地方自治体等の審議会委員等の要職に就き研究時間の確保が困難な者。

#### (4) 申請書類

##### 【育児等を理由とする場合】

- ◎ 別紙1 「2023年度 研究支援要員利用申請書」
- ◎ 別紙7 「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 別紙8 「協力事項調査」
- ◎ 申請資格について確認できる書類の写し
  - ※ 子の年齢を証明できる健康保険証や住民票、パスポート等
  - ※ 出産予定日を確認できる母子手帳
  - ※ 介護保険被保険者証等

##### 【社会貢献等を理由とする場合】

- ◎ 別紙1 「2023年度 研究支援要員利用申請書」
- ◎ 別紙8 「協力事項調査」
- ◎ 申請資格について確認できる書類の写し
  - ※ 該当する審議会等の役職、会議頻度、業務に要する時間が確認できる書類

#### (5) 申請締切（部局締切）

2023年 月 日（ ）

#### (6) 提出先各部局総務担当係

- ◎ 各部局総務担当係は、部局内の申請を取りまとめ、上位3名まで部局長推薦順位を明記の上、2023年3月10日（金）（必着）までに男女共同参画推進センターへご提出ください。
  - ※ ただし、推薦順位が上位でも審査により採択されない場合もあります。
  - ※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、男女共同参画推進センターへご相談ください。

#### (7) 審査

- ◎ 男女共同参画推進センター内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 研究支援要員の配置によって研究の継続が可能になると見込まれる者を優先する。
- ◎ 技術職員については予算状況に余裕がある場合に支援する。
- ◎ 採択日は2023年3月下旬（予定）。

#### (8) 報告

採択者は利用期間終了後、指定の様式にて報告を行うこと。

#### (9) その他

- ◎ 採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。（採択において考慮する場合もある。）  
シンポジウム・セミナーの参加やポスター発表、アンケートの回答、広報資料への寄稿等
- ◎ 本制度により得た研究成果を発表する場合は、本制度により支援を受けたことを必ず明記すること（別紙Q&Aに例を示しています）。